

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取り組み方針

平成20年3月

1 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	公 務 員				民 間			参 考 A/B
	平均 年齢	職員 数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間の類 似職種	平均 年齢	平均給与月額 (B)	
新居浜市	47.2歳	40人	36万4,577円	38万2,750円	—	—	—	—
学校給食員	45.8歳	32人	36万6,681円	37万5,897円	調理士	43.4歳	22万5,700円	1.67
用務員	*	1人	*	*	用務員	53.9歳	22万7,200円	*
自動車運転手	52.6歳	3人	40万8,533円	43万9,811円	自家用乗用自動車運転者	57.6歳	23万8,000円	1.85
その他	51.9歳	4人	34万7,225円	46万3,978円	—	—	—	—

注1 「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成16～18年の3ヶ年平均)

3 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
新居浜市	0人	0人	0人	0人	1人	1人	8人	14人	10人	3人	2人	1人	40人
学校給食員	0	0	0	0	1	1	7	14	8	1	0	0	32
用務員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
自動車運転手	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	3
その他	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	4

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

技能労務職給料表4級制(国家公務員の行政職俸給表(一)相当。1級・2級は、独自の部分有り。)を適用しております。

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

手当の名称	主な支給対象職員	支給単価
死亡人処理手当	独居人、行旅死亡人等の死体処理に従事した職員	1件 12,000円
防疫作業手当	感染症の予防、感染症患者の収容等の作業に従事した職員	日額 980円

災害出動手当（甲）	勤務時間外において災害のため現場出動をした職員	1時間 2,730円
〃（乙）	勤務時間外において甲以外の災害出動をした職員	1時間 2,130円
犬ねこ等死体処 理手当	犬ねこ等の死体処理に従事した職員	1体 500円
乗船手当（甲）	渡海船の機関長として乗船勤務した職員	日額 220円
〃（乙）	渡海船の甲板員として乗船勤務した職員	日額 160円

ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じて、4号給（57歳を超える場合は2号給）を標準として昇給を実施しております。

2 基本的な考え方

本市では、技能労務職は平成11年度以降退職者を不補充とし、新規採用を実施せず、技能労務職員全体の人件費増加を抑制してまいりました。今後も、技能労務職の給与が民間企業の類似職種の給与よりも高い水準となっていることを踏まえて、適正化に向けて検討してまいります。

3 具体的な取組内容

退職者の業務は、その業務内容について検討し、実情に応じて臨時、非常勤職員へ切替を行っていきます。特殊勤務手当は、平成18年度に大幅に見直しを行い、調理員手当・現場作業手当を廃止し、月額制だった乗船手当は、日額制に改正しました。今後についても、業務の特殊性、危険性などの観点から、支給について適宜検討を行います。

4 その他

技能労務職については、今後も業務の見直し等を進め、可能な業務に関して民間委託を検討してまいります。